教科及び教職に関する科目

- 1 教科及び教科の指導法に関する 科目
 - ※教科教育法、教科指導法(該当 教科について必修)

宗教科教育法 宗教科指導法I 2 宗教科指導法Ⅱ 2 英語科教育法I 2 英語科教育法Ⅱ 2 英語科指導法I 2 2 英語科指導法 Ⅱ フランス語科教育法 4 商業科教育法 4 社会科教育法I 2 社会科教育法Ⅱ 2 社会科·地理歷史科教育法 [2 社会科·地理歷史科教育法Ⅱ 2 社会科・公民科教育法 I 2 社会科·公民科教育法Ⅱ 2 福祉科教育法I 2 福祉科教育法Ⅱ 教育職員免許法施行規則第4条 および第5条によるもの。

2 教育の基礎的理解に関する科目

※教	師	論	2
※ 教育(の理念と	歴史	2
※子ども	の発達。	と学習	2
※ 特別	支援教育	「概論	2
※教育の	の制度と	経営	2
※教 育	新 課 種	呈 論	2

3 道徳、総合的な学習の時間等の 指導法及び生徒指導、教育相談 等に関する科目

※道徳教育の理論と方法	2
※特別活動・総合的な学習の指導法	2
※教育方法論	2
※生徒指導論(進路指導を含む)	2
※ 数	2

4 教育実践に関する科目

※教育実習指導(中・高)	1
※教育実習(2単位)	2
(高一種免許必修)	
※教育実習(4単位)	4
(中一種免許必修)	
※教職実践演習 (中・高)	2

5 大学が独自に設定する科目

(中一種免許については「大学が独自に設定する科目」又は教育職員免許法施行規則第4条に定める最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上修得しなければならない。

高一種免許については「大学が独自に設定する科目」又は教育職員免許法施行規則第5条に定める最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上修得しなければならない。)

近代教育史 教育社会学 2 教 育 法 学 2 人 権 教 育 論 2 2 同和教育論 道徳教育の理論と方法 2 2 生涯学習概論 比較教育学I 2 教 育 哲 学 2

- (注)1 ※印は、必修を示す。
 - 2 中学校宗教においては、宗 教科教育法、宗教科指導法 I・II を必修、中学校英語 においては、英語科教育法 I・II、英語科指導法 I・II を必修とする。中学校社 会においては、社会科教育 法 I・II を必修、社会科・ 地理歴史科教育法 I·II 及 び社会科・公民科教育法 I・ II を選択必修とする。また、 高等学校宗教においては、 宗教科教育法を必修、高等 学校英語においては、英語 科教育法 I・II を必修、高 等学校地理歴史においては、 社会科·地理歴史科教育法

- I・II を必修、高等学校公民 においては、社会科・公民 科教育法 I・II を必修とす る。
- 3 道徳、総合的な学習の時間 等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目の 道徳教育の理論と方法は、 中一種免許のみ開設し必修 とする。
- 4 大学が独自に設定する科目 の道徳教育の理論と方法は、 高一種免許のみ開設する。
- 5 中一種免許と高一種免許を 併せて取得する場合、教育 実習(4単位)を修得すれば 足りる。
- 6 本表は、次に掲げる場合を 除き、2019(平成31)年度第 1年次入学生から適用 する。
- (1)宗教科指導法 I、宗教科指 導法 II、英語科指導法 I 及 び英語 科 指 導 法 II につ いては、在学生全員に適用 する。
- (2) 英語科教育法 I、英語科教育法 I、特別支援教育概論、道徳教育の理論と方法、特別活動・総合的な学習の指導法、生徒指導論(進路指導を含む)、教育相談及び教育実習指導(中・高)については、2019年度及び2020年度第3年次編入学者及び学士入学者にも適用する。